

第 2 4 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 2 年 6 月 2 日（火）

せたな町農業委員会

第 2 4 回せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 2 年 6 月 2 日（火） 午後 1 時 3 0 分 から 2 時 2 0 分

2. 開催場所 せたな町役場 第 3 会議室

3. 出席委員（15 人）

会長	1 5 番	原	田	喜	博
会長職務代理者	1 4 番	大	口	賢	一
委員	1 番	阿	部	紹	子
	2 番	横	道	重	人
	3 番	森		正	勝
	4 番	水	野	幸	雄
	5 番	大	羽	孝	志
	6 番	小	島	敏	人
	8 番	酒	井	誠	一
	7 番	玉	木	久	志
	9 番	日	置	和	彦
	1 0 番	本	井		治
	1 1 番	多	田	里	佐
	1 2 番	松	崎		豊
	1 3 番	弥	左	輝	彦

4. 欠席委員（ 0 人）

5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の指名について
第 2	会期の決定について
第 3	議案第 1 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について
第 4	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会等に関する法律第 31 条該当)
第 5	議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 6	議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について (農業委員会等に関する法律第 31 条該当)
第 7	議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について (農業委員会等に関する法律第 31 条該当)
第 8	議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について
第 9	議案第 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
第 1 0	議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (農業委員会等に関する法律第 31 条該当)
第 1 1	議案第 9 号 土地現況証明願について

第 1 2 議案第 1 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西 田	良 子
農地係長	小 池	秀 樹

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第 24 回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変お忙しい中どうもご苦労様でございます。

田植えもほとんど終わりに近づいたのかなと思ってございます。私事ですが 18 日から田植えをいたしまして、今年は大変強い風も吹いているなか、19 日の大風の日無理をして田植えをしたら、大変苦労している状態でございます。

会長

畜産のほうも既に 1 番草の刈り取りが始まり、本格的に農繁期のまっただ中に入ってくるのかなと。

会長

野菜関係も 6 月には収穫期に入ります。

既にハウレン草関係は 5 月から出荷が始まっており、皆さん本当に忙しい中、総会にご出席いただけましたことを厚く御礼申し上げます。

会長

またコロナ対策でございますけど、各地区の農業委員会の総会も大変困っている状態でございます。

先日の新聞に載っていましたが、 の農業委員会は農業委員さんが おり、やはり密集を防ぐためにどういう手を取るかといったなかで、 の場合は地区が 3 地区あり、各地区それぞれ集まってテレビを使ったモニター越しの総会をしているようでございます。

農業委員会等に関する法律では、総会を書面議決で行うということはありませんので、皆さんなんとか四苦八苦しながら、総会を執り行っているようでございます。

会長

また、本日は議案第 10 号までございます。皆さん方にご承認の程よろしく願いまして、簡単ではありますがご挨拶に代えさせていただきます。

事務局長

ありがとうございました。

只今の出席委員は 15 名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第 6 条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

本日は追加議案がございます。皆様のお手元に配付いたしました議事日程に議案第 10 号と入り、追加議案、追加資料を配付してございます。合わせてご審議をよろしくお願いいたしたいと思っております。

【日程第 1 会議録署名委員の指名について】

「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、6 番小島委員、7 番玉木委員を指名いたします。

この指名は、第 24 回総会開会中といたします。

【日程第2 会期の決定について】

「日程第２ 会期の決定について」本日１日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、本日１日間と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を議題といたします。

事務局より説明願います。小池係長。

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和 2 年 6 月 2 日提出。せたな町農業委員会会長。

資料 1 ページをご覧ください。

番号 15 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が
[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 1 筆 [REDACTED] m²、畑が 29 筆
[REDACTED] m² の計 30 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約理由につ
きましては、後継者に贈与するためでございます。

事務局

2 ページをご覧ください。

番号 16 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 25 筆、面積が [REDACTED] m²、解約理由につきましては後継者に贈与するためでございます。

事務局

4 ページをご覧ください。

番号 17 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、解約理由につきましては自己管理をするためでございます。

事務局

5 ページをご覧ください。

番号 18 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 7 筆 [REDACTED] m²、畑が 3 筆 [REDACTED] m² の計 10 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約理由につきましては、後継者に贈与するためでございます。

事務局

以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会等に関する法律第 31 条該当)】

議長

「日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)」を議題といたします。

議長

こちらは農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。

議事参与制限において退席義務は無く、当農業委員会においては発言権無しとすることにより取り決めしておりますので、 委員におかれましては、発言権無しということでご了承願いたいと思います。

議長

それでは事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 2 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農地法第 3 条の規定による農地について、その賃借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和 2 年 6 月 2 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 6 ページをご覧ください。

番号 14 番。貸主が 、 さん。借主が 、 さん。所在につきましては、
 、 、 、 の計 4 筆、地目は全て田んぼ、契約内容は賃貸借、面積が m²、期間につきましては許可の日から 1 年間、単価が 円、賃貸価格が 円、こちらの理由につきましては、農地を借り受け営農に励みたいということでございます。

こちらにつきましては貸主の方が売買をする予定があるため、今回は 3 条の手続きをとるものでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

説明が終わりました。

議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

議長 「日程第 5 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」
を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局	はい。議案 3 ページをご覧ください。
-----	---------------------

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権の移転及び使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許否を決定するものとする。令和 2 年 6 月 2 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 8 ページをご覧ください。

番号 15 番。譲渡人が [REDACTED]、[REDACTED] さん。譲受人が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 1 筆 [REDACTED] m²、畑が
30 筆 [REDACTED] m² の計 31 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、理
由につきましては、後継者に贈与するためでございます。

事務局 | 9 ページをご覧ください。

番号 16 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 19 筆 [REDACTED] m²、畑が 3 筆 [REDACTED] m² の計 22 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、契約内容は使用貸借、期間につきましては許可の日から 10 年間、理由につきましては、農地を農地所有適格法人へ使用貸借するためでございます。

3月の総会時に[REDACTED]さんとの使用貸借をいたしました。今回につきましては、[REDACTED]さんの名義の土地を使用貸借するためでございます。

事務局 | 10 ページをご覧ください。

番号 17 番。譲渡人が [REDACTED]、[REDACTED] さん。譲受人が
[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、

■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計 25 筆、面積が■■■■ m²、理由につきましては農地を後継者に贈与するためでございます。

事務局

12 ページをご覧ください。

番号 18 番。譲渡人が■■■■、■■■■さん。譲受人が■■■■、■■■■さん。所在につきましては■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、内、田んぼが 7 筆■■■■ m²、畑が 3 筆■■■■ m²の計 10 筆、面積が合わせまして■■■■ m²、理由につきましては、農地を後継者に贈与するためでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 3 号について質疑ございませんか。

3 番

はい。

議長

はい。■■委員。

3 番

15 番の■■さんの件ですが、解約の時と今回の贈与の分で多少面積に変更があったようですが、どこか増えましたか。筆数が 1 つ増えているようですが。

議長

はい、小池係長。

事務局

調べてお知らせします。

議長

ここで暫時休憩いたしまして、■■委員から質問がありました筆数の確認に係長お願いいたします。

事務局

はい。確認してまいります。

議長

暫時休憩いたします。

(午後 1 時 48 分 休憩)

(午後 1 時 53 分 再開)

議長

休憩を解きます。小池係長お願いいたします。

事務局

はい。調べてまいりました。

資料の1ページと8ページを比べて、1筆増えた筆が■■■■、面積に違いがあったのが■■■■でした。

事務局

■■■■についてですが、資料の1ページは平成19年に契約し今回解約したもので、その当時は■■■■は現況が山林だったため、契約にはありませんでしたが、現在は台帳を確認したところ、山林と畑で現況分割されており、山林の面積を合わせた■■■■㎡の内、■■■■㎡分が畑として分かれておりましたので今回の贈与契約に入れたことで1筆増えた形になります。

事務局

■■■■ですが、資料の1ページでは面積が■■■■㎡ですが、8ページの贈与契約では■■■■㎡の内■■■■㎡に面積が減少しております。

こちらにつきましては、当時は畑と宅地の面積を含めた■■■■㎡という面積で契約をしておりましたが、今回後継者に贈与するということで8ページで記載している■■■■の面積につきましては、分筆により面積が多少減ったのと、前回宅地の面積を含んでいた分を今回は差し引いて、畑だけの面積にしたということで資料の1ページと8ページでは面積に違いがございます。

事務局

そのような理由で、資料の1ページと8ページを比べた時、1筆増えて、全体の面積が減っております。

議長

はい。宅地の分が平成19年の時は入っていたということですね。

事務局

はい、そうです。

議長

贈与で■■■■が増えたのは現況分割と。

事務局

現況分割です。以前は現況が山林でしたが、現在は現況分割されており、山林と■■■■㎡分の畑で分かれているのを台帳で確認しました。

議長

使用貸借をした時にはまだ山林だったということですね。

事務局

そうです。契約書を確認したところ農地として数に入っておりませんでした。

4 番

現況分割して筆数が1つ増えたということですね。

事務局

そうです。

議長

はい。■■委員さんどうでしょうか。

分かりました。納得しました。

他に質疑ございませんか。

異議なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

「日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

こちらは農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。

議事参与制限において退席義務は無く、当農業委員会においては発言権無しとすることにより取り決めておりますので、 委員におかれましては発言権無しということでご了承願いたいと思います。

事務局より説明願います。小池係長。

はい。議案 4 ページをご覧ください。

議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 2 年 6 月 2 日提出。せたな町農業委員会会長。

資料の 17 ページをご覧ください。

番号 57 番。利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX さん。利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX の計 5 筆、面積が XXXXXX m²、利用目的は転作田、期間につきましては、2020 年 6 月 2 日から 2025 年 6 月 1 日までの 5 年間、単価が XXXXXX 円、賃貸価格が XXXXXX 円、継続の賃貸借でございます。

期間の理由につきましては、収量を上げるために５年間にしたいということでございます。

以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

はい、説明が終わりました。
議案第４号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

「日程第 7 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

こちらは農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。

議事参与制限において退席義務は無く、当農業委員会においては発言権無しとすることにより取り決めておりますので、[REDACTED]委員におかれましては発言権無しということでご了承願いたいと思います。

事務局より説明願います。小池係長。

はい。議案 5 ページをご覧ください。

議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 2 年 6 月 2 日提出。せたな町農業委員会会長。

資料の 18 ページをご覧ください。

番号 58 番。利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXX、XXXXXX さん。利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXX、XXXXXX さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXX、XXXXXX の計 6 筆、面積が XXXXXX m²、利用目的は採草畑、期間につきましては、2020 年 6 月 2 日から 2025 年

事務局 6月1日までの5年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続の賃貸借でございます。

期間の理由につきましては、草地工賃に掛かるコストを抑え経営を安定させるために5年間にしたいということでございます。

事務局 以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい、説明が終わりました。
議案第5号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第8 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について】

議長 「日程第8 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案6ページをご覧ください。
議案第6号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和2年6月2日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料19ページをご覧ください。
番号59番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、■■■■の2筆、面積が■■■■㎡、利用目的は普通畑、期間につきましては、2020年6月2日から2023年6月1日までの3年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続の賃貸借でございます。

事務局 20ページをご覧ください。

事務局

番号 60 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 4 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田と転作田、期間につきましては、2020 年 6 月 2 日から 2023 年 6 月 1 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

21 ページをご覧ください。

番号 61 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 4 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、期間につきましては、2020 年 6 月 2 日から 2025 年 6 月 1 日までの 5 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

期間の理由につきましては、草地工賃に掛かるコストを抑え経営を安定させるために 5 年間にしたいということでございます。

事務局

22 ページをご覧ください。

番号 62 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 4 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、こちらは売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2020 年 6 月 2 日、対価の支払期限が 2020 年 6 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、畑の単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

耕作可能面積を記載しておりまして、山林以外の部分でございます。耕作農地につきましては、合計で [REDACTED] m²。そちらに単価 [REDACTED] 円を掛けまして、売買価格が [REDACTED] 円となっております。

事務局

23 ページをご覧ください。

番号 63 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 1 筆 [REDACTED] m²、畑が 10 筆 [REDACTED] m² の計 11 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田と普通畑、期間につきましては、2020 年 6 月 2 日から 2023 年 6 月 1 日までの 3 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

事務局

24 ページをご覧ください。

番号 64 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 1 筆 [REDACTED] m²、畑が 11 筆 [REDACTED] m² の計 12 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田と採草畑及び普通畑、期間につきましては、2020 年 6 月 2 日から 2025 年 6 月 1 日までの 5 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] と [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続の賃貸借でございます。

期間の理由につきましては、草地工賃に掛かるコストを抑え経営を安定させるために 5 年間にしたいということでございます。

畑の単価の内訳といたしましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] が [REDACTED] 円、それ以外が [REDACTED] 円でございます。

事務局

以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。

ここで議案第 6 号の 62 番、売買に関する案件でございます。先程説明の中で単価 [REDACTED] 円とございました。この地区におかれましては、過去 5 年間遡りましても反 [REDACTED] 円ということはございませんでした。

最低でも [REDACTED] 円、[REDACTED] 円、[REDACTED] 円という過去 5 年間遡ってもそういう単価で設定されております。

また 10 年遡っても [REDACTED] 円という価格はございません。むしろ [REDACTED] 円という価格はございました。そういった中で当該委員ということで、[REDACTED] 委員さんにおかれましては、現地も確認し売買協議も参加していただきましたことで、補足説明がございましたらよろしくお願いいたしますと思います。

4 番

はい。

今、会長より説明がございましたが、農地の売買協議に先立ちまして、売買協議は 5 月 14 日でしたが、その 2 日前に現地も確認させていただきました。

今回の売買農地は 4 筆で、総面積が [REDACTED] m²でございますが、実際に放牧地として利用されている部分が農地の 4 割。

現況を見ますと山林化しており、さらに泥田で湿地で放牧地として利用不可能な所があるということで、先程会長が言いました売買価格ではなかなか売買が成立しないだろうというような判断を基に、単価 [REDACTED] 円が設定された訳ですが、現状を見た限りではやむを得ないのかなという判断だということで補足説明をさせていただきます。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。
それでは議案第 6 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 9 議案第 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 9 議案第 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」
を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 7 ページをご覧ください。
議案第 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について。
農地法第 4 条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その転用申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ諮問する。令和 2 年 6 月 2 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 25 ページをご覧ください。
番号 3 番。申請者につきましては、XXXXXXXXXX、XXXXXX さんでございます。転用の許可を受けようとする土地につきましては、XXXXXXXXXX、現況地目が田んぼ、面積が XXXX ㎡、転用の目的につきましては農家住宅の新築、転用期間は許可日から永久、位置図につきましては 26 ページの図 1 のとおりでございます。
こちらの申請地につきましては、農業振興区域以外の転用であり既存住宅の隣接地であることから、申請地の転用がもっとも効果的であると判断し、北海道農業会議へ意見を聴取するものでございます。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。
議案第 7 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 10 議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)】

議長

「日程第 10 議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長

こちらは農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。

議事参与制限において退席義務は無く、当農業委員会においては発言権無しとすることにより取り決めておりますので、 委員におかれましては発言権無しということでご了承願いたいと思います。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 8 ページをご覧ください。

議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農地法第５条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。令和２年６月２日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 30 ページをご覧ください。

番号 1 番。貸主が []、[] さん。借主が []、[]、[] さん。転用の許可を受けようとする土地につきましては、[]、[] の 2 筆、地目は畑、面積が合わせまして [] m²、転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、掘削区域が [] m²、保安区域が [] m²、採取数量が [] m³、転用期間は令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 6 月 30 日、位置図・配置図につきましては、31 ページに記載しております図 2 のとおりとなっております。

事務局

こちらの申請地につきましては、農用地域内農地でございますが、原則転用は不許可となっておりますが、例外理由の中に農地に復元されるものに限定され、期間３年以内の農業振興整備計画に支障の無いものとございまして、本件は期間が１年以内の砂利採取となっております。採取後は農地に復元されますので、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。

以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。
議案第 8 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 11 議案第 9 号 土地現況証明願について】

議長

「日程第 11 議案第 9 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 9 ページをご覧ください。
議案第 9 号 土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和 2 年 6 月 2 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 35 ページをご覧ください。
番号 6 番。所在につきましては■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■の 3 筆、公簿地目は全て畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が■■■■ m²、利用状況につきましては宅地と原野でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さんでございます。

こちらにつきましては、2020 年 4 月 27 日に■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員と現地に出向き、目視で確認していただきまして、農地以外であることを確認いただいております。場所につきましては、36 ページ、37 ページでございます。

事務局

番号 7 番。所在につきましては■■■■■■■■■■、公簿地目は田んぼ、現況は農地採草放牧地以外、面積が■■■■ m²、利用状況につきましては宅地でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さんでございます。

事務局

事務局

議長

議長

議長

議長

18

こちらは農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。

議事参与制限において退席義務は無く、当農業委員会においては発言権無しとすることにより取り決めておりますので、 委員におかれましては、発言権無しということでご了承願いたいと思います。

それでは事務局より説明願います。小池係長。

はい。追加議案 1 ページをご覧ください。

議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権の移転申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和 2 年 6 月 2 日提出。せたな町農業委員会会長。

追加資料 1 ページをご覧ください。

番号 19 番。譲渡人が[REDACTED]、[REDACTED]さん。譲受人が[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 4 筆、地目は全て田んぼ、面積が [REDACTED] m²、こちらの理由につきましては、後継者に贈与するためでございます。

こちらにつきましては3月の総会時にも使用貸借している部分について贈与契約をいたしました。使用貸借以外に残っていた農地がございましたので、今回贈与契約をするものでございます。

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

説明が終わりました。

議案第 10 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第24回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。

大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 2 年 6 月 29 日

会議録署名委員

6 番 小島敏人

7 番 玉木久志

議長 原田喜博